公益社団法人　日本臨床細胞学会
細胞検査士資格更新実務に関する施行細則

細胞検査士の資格更新は本施行細則に従って実施する.

１．　期間：細胞検査士の資格は 5 年ごとに更新するものとする.

２．　時期：資格更新申請は各 5 年目の 12 月 15 日までに完了しなければならない.

３．　手続：所定の書式に記入して，更新審査手数料を添えて学会に提出する．必要書類は事務局から更新年度に各人に送付される.

４．　審査：審査は細胞検査士資格更新審査委員会が行い，理事長が認定する.

５．　資格：5 年間のうちに本法人春期大会，同秋期大会，同主催細胞検査士教育セミナー，同細胞検査士教育ワークショップに 2 回以上の出席を含めて最低 350 単位を満たしておかなければならない.

６．特段の理由のある場合の措置：海外在住・病気療養・妊娠出産・育児・介護等，特段の理由のある場合は，細胞検査士資格更新審査委員会で条件を緩和することができる.

１）細胞検査士資格更新期間は 5 年間とし，期間の変更は行わない.

２）更新期間内の海外在住期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は，5 年より該当期間を除外し，残余期間での取得単位を 5 年間に換算して判定する．ただし，該当期間中の学会並びに細胞診研修会参加単位は資格更新単位として認める．学会等への出席の条件は別途考慮する.

３）妊娠出産期間・育児期間については，1 事例 1 年間を原則とするが，最長 3 年間まで認められる．条件緩和期間に関しては委員会申し合わせ事項に則り個別に審査する.

４）条件緩和を求める者は，特段の理由を証する書類の写し（母子手帳，診断書，自己申告等）を提出しなければならない．特段の理由を証する書類がない場合は，登録専門医や本学会の認定する地域連携組織の代表者あるいは所属長などとの連名で事情説明書を提出することができる.

５）更新対象期間すべてが，これらの期間で占められる場合は，資格更新は保留とする.

６）これらの運用基準は，男女を問わず適用することができる.

７）上記に該当しない事項については，その都度細胞検査士資格更新審査委員会で審査する.

単位の内容

第 1 項　細胞診業務単位

a　常勤の場合　　1 年間に 25 単位

b　非常勤の場合

１）週 5〜6 日勤務の場合 1 年間に 25 単位

２）週 3〜4 日勤務の場合 1 年間に 20 単位

３）週 1〜2 日勤務の場合 1 年間に 15 単位

ただし病理学，血液学，電顕，組織培養，細胞遺伝学など細胞診と密接な関係のある職種に従事した場合もこれに準ずる.

いずれの場合も所定の用紙による所属施設長（あるいは所属長）又は細胞診専門医や本学会の認定する地域連携組織の代表者の証明が必要である.

第 2 項　学会並びに細胞診研修会参加および e ラーニング学習単位

a　本法人春期大会に参加した場合　25 単位

同　秋期大会　25 単位

同　主催細胞検査士教育セミナー　25 単位

同　主催細胞検査士教育ワークショップ　25 単位

b　細胞検査士資格更新単位の認定を受けた研修会・学術集会に参加した場合、以下の単位取得を認める.

本法人の認定する連合地域連携組織の学術集会 JSC15 単位 IAC 単位は実施時間に準ずる

本法人の認定する都道府県地域連携組織の学術集会 JSC10 単位 IAC 単位は実施時間に準ずる
その他の研修会 主催問わず JSC 単位，IAC 単位共に実施時間に準ずる

c　本法人の認定する都道府県地域連携組織の会員となり，地域活動に積極的に貢献した場合 1 年間 25 単位（ただし，単位を申請できる地域連携組織は 1 組織に限る）

d　ラーニング学習

1）本法人が提供する e ラーニングは 1 コンテンツ 40 分以上を原則とし，時間にかかわらず 2 単位とする．

2）1 コンテンツ 2 単位，1 年間で 6 単位までを最大とする．

3）コンテンツとなった発表内容を含む学術集会に参加していた会員も参加単位とは別に e ラーニングによる単位取得を認める．

4）e ラーニング視聴のみは無料とし，単位取得希望の場合は 1 コンテンツ 4000 円+消費税を支払う．

第 3 項　教育活動及び論文，著書，学会発表などの学術活動に従事した単位

a　本法人公認の細胞検査士養成所及び本学会主催講習会，セミナー，ワークショップの教育に従事した場合　　1 時間　3 単位

b　その他の研修会の教育に従事した場合は，第 2 項 d に準じて届出を要し，認可された場合は単位が与えられる．　1 時間　3 単位

c　論文，著書

論文の筆頭者の場合には　40 単位

連名の場合には　10 単位

d　学会発表

筆頭の場合には　20 単位

連名の場合には　5 単位

e　地域連携組織での論文，あるいは発表論文：筆頭者の場合には　20 単位

連名の場合には　5 単位

学会発表：筆頭の場合には　10 単位

連名の場合には　3 単位

第 3 項 a 及び b は細胞検査士 CT（JSC）資格取得後，5 年以上の経験を要するものとする．

第 4 項　実施要項の変更

本要項の変更は理事会の承認を経なければならない．

附　則

1．この施行細則は，公益法人の公益認定を受けた日から施行する．

2．ただし，2015 年（平成 27 年）に施行された第 48 回細胞検査士資格認定試験認定者については初回更新のみ期間を 4 年とし、資格は 280 単位以上とする．

3．2013 年（平成 25 年）6 月 2 日　一部改定施行．

4．2015 年（平成 27 年）4 月 25 日　一部改定施行．

5．2016 年（平成 28 年）3 月 19 日　一部改定施行．

6．2016 年（平成 28 年）7 月 29 日　一部改定施行．

7．2019 年（令和元年）11 月 16 日　一部改定施行．

8．2025 年（令和 7 年）4 月 29 日　一部改定施行．

9．2026 年（令和 8 年）4 月 25 日　一部改定施行．